

いわき市建設業者選定委員会設置要綱

昭和44年4月1日制定

(設置)

第1条 市が発注する建設工事（設計・施工一括発注方式を含む。）若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託又は工事中用原材料の購入（以下「建設工事等」という。）に関する一般競争入札及び指名競争入札に参加する者並びに随意契約の相手方となる者の選定等を公正に行うため、いわき市建設業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札の対象となる建設工事等の選定及び参加資格の設定（第7条第3号アからエまでのいずれかに該当する場合を除く。）並びに一般競争入札に参加した者に参加資格がないと部会において認めた者に係る参加資格の審査に関する事項
- (2) 設計額が1,000万円（建築一式工事に係るものにあつては、2,500万円）以上の建設工事等に係る指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方の選定に関する事項（次号又は第4号の規定により審議されたものを除く。）
- (3) 公募型プロポーザル方式（高度な技術が要求され、又は個性の重視される業務を発注するに当たり、不特定多数の者を対象として技術提案書の提出を求めて、最も優れた提案をなした者を契約候補者とする方式をいう。）の対象となる建設工事等の選定及び参加資格の設定に関する事項
- (4) 設計額が1,000万円（建築一式工事に係るものにあつては、2,500万円）以上の建設工事等に係る指名型プロポーザル方式（高度な技術が要求され、又は個性の重視される業務を発注するに当たり、特定多数の者を対象として技術提案書の提出を求めて、最も優れた提案をなした者を契約候補者とする方式をいう。）に参加する者の選定に関する事項
- (5) 入札参加有資格者（いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第4条の規定により登録を受けた者をいう。以下同じ。）の指名の停止に関する事項
- (6) いわき市災害復旧工事等に係る公募型指名競争入札実施要綱（令和2年7月20日制定。第7条第6号において「公募型指名競争入札要綱」という。）第2条第2項に規定する公募型指名競争入札に参加した者に参加資格がないと部会において認

めた者に係る参加資格の確認に関する事項

(7) いわき市低入札価格調査制度実施要綱（令和2年3月23日制定。以下「低入札調査要綱」という。）第9条第1項の規定により、部会（第6条第1項に規定する部会をいう。）において、低入札価格調査の対象者について契約の内容に適合した履行がなされないと認められた場合における、その審議結果の妥当性の確認に関する事項

(8) その他委員会において必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長及び副委員長には、副市長をもつて充てる。この場合において、委員長には、財政部に属する事務を担当する副市長をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 財政部長

(2) 生活環境部長

(3) 農林水産部長

(4) 土木部長

(5) 都市建設部長

(6) 教育部長

(7) 総務部工事検査課長

(8) 財政部契約課長

(9) 職員のうちから市長が任命する者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を聞くこと

ができる。

5 会議は、公開しない。

(部会)

第6条 委員会に生活環境部会、農林水産部会、土木部会、都市建設部会、教育委員会部会、小名浜支所部会、勿来支所部会、常磐支所部会及び四倉支所部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に部会長及び部会委員を置き、別表に掲げる職にある者をもつて充てる。

(部会の審議事項)

第7条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 第2条第1号（一般競争入札の対象となる建設工事等の選定及び参加資格の設定に関する事項に限る。）から第4号までに規定する事項の予備審査に関すること。

(2) 一般競争入札に参加した者に係る同種工事の施工実績等の審査に関する事項

(3) 一般競争入札の対象となる建設工事等の選定及び参加資格の設定（次に掲げるアからエまでのうちいずれかに該当する場合に限る。）に関する事項

ア 市長が別に定める発注標準比較表（以下「発注標準」という。）による場合であって、かつ、参加資格として、いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成7年2月22日制定。以下「要綱」という。）第3条第5号エからキまでに掲げる要件を設定しない場合

イ 発注標準による場合であって、かつ、参加資格として、要綱第3条第5号キの規定により設定する要件が法令又は条例により義務付けられているもの（以下「義務要件」という。）に限られる場合

ウ 要綱第2条第1項第6号に規定する建設工事であって、かつ、参加資格として、市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）であることを要件として設定する場合において、要綱第3条第5号エからキまでに掲げる要件を設定しない場合

エ 要綱第2条第1項第6号に規定する建設工事であって、かつ、参加資格として、市内業者であることを要件として設定する場合において、要綱第3条第5号キの規定により設定する要件が義務要件に限られる場合

(4) 設計額が130万円以上1,000万円（建築一式工事に係るものにあつては、2,500万円）未満の建設工事等に係る指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方の選定に関する事項（第2条第3号及又は第4号の規定により審議されたものを除く。）

(5) 設計額が130万円以上1,000万円（建築一式工事に係るものにあつては、2,500万円）未満の建設工事等に係る指名型プロポーザル方式に参加する者の選定に関する事項

(6) 公募型指名競争入札要綱第3条第1項に規定する対象工事の選定及び公募型指名競争入札要綱第6条第1項に規定する入札参加希望者に係る同種工事の施工実績等の審査に関すること。

(7) 低入札調査要綱第7条第2項の規定により、低入札価格調査の対象者に対し、工事等を担当する課等の長が行った調査に係る審議に関する事項

(準用)

第8条 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(指名の停止等)

第9条 委員長は、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）第11条の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく、委員会の会議を招集し、当該報告に係る入札参加資格者について指名停止、指名停止の期間等の審議を行うものとする。

2 委員長は、第1項の審議の結果を市長に報告し決定を受けたときは、その旨を部会長、公所長及び財政部契約課長に通知するものとする。

3 委員会及び部会は、前項の規定により指名の停止を受けた入札参加有資格者については、指名停止期間中は、選定してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日から実施する。

附 則（昭和49年11月1日）

この要綱は、昭和49年11月1日から実施する。

附 則（昭和52年7月21日）

この要綱は、昭和52年7月21日から実施する。

附 則（昭和55年11月1日）

この要綱は、昭和55年11月1日から実施する。

附 則 (昭和57年4月1日)

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則 (昭和58年6月1日)

この要綱は、昭和58年6月1日から実施する。

附 則 (昭和59年7月1日)

この要綱は、昭和59年7月1日から実施する。

附 則 (平成元年4月1日)

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則 (平成5年4月1日)

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則 (平成7年4月1日)

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 (平成9年4月1日)

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則 (平成10年4月1日)

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 (平成11年4月1日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年3月25日）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成25年11月12日）

この要綱は、平成25年11月12日から実施する。

附 則（平成27年3月30日）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月6日）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月23日）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月12日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月23日）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年7月20日）

この要綱は、令和2年7月20日から実施する。

別表（第6条関係）

部会	部会長	部会委員
生活環境部会	生活環境部長	生活環境部次長 環境企画課長 ごみ減量推進課長 廃棄物対策課長 除染対策課長 生活排水対策室長 経営企画課長 下水道事業課長
農林水産部会	農林水産部長	農林水産部次長 農業振興課長 農地課長

		林務課長 水産課長
土木部会	土木部長	土木部次長 土木課長 道路管理課長 河川課長 住宅営繕課長
都市建設部会	都市建設部長	都市建設部次長 都市計画課長 都市復興推進課長 建築指導課長 住まい政策課長 公園緑地課長
教育委員会部会	教育部長	教育部次長 教育政策課長 施設整備課長 生涯学習課長 学校教育推進室長 学校教育課長 学校支援課長
小名浜支所部会	小名浜支所長	支所次長 市民課長 経済土木課長
勿来支所部会	勿来支所長	支所次長 市民課長 経済土木課長
常磐支所部会	常磐支所長	支所次長 市民課長 経済土木課長
四倉支所部会	四倉支所長	支所次長 市民課長 経済土木課長